

マイナンバーカード 利用の御案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

- ① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用できます。
- ② マイナンバーカードは、①以外にも顔写真付き身分証明書としても広くご活用できます。その際、マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号については、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。なお、マイナンバーカードの券面情報のうち、個人番号や臓器提供意思表示欄等を一見して見えなくするようなカードケースをお配りしていますので、ご活用ください。
- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続のオンライン申請や、コンビニ（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ等）で住民票の写しや印鑑登録証明書等の取得ができます。

2 マイナンバーカードの管理と暗証番号の取扱い

- ① マイナンバーカードは、紛失、盗難等のないよう大切に取扱いしてください。
- ② マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。
川崎市幸区役所の窓口で配布した用紙「個人番号カード暗証番号 本人控え」に数字4桁の暗証番号を記録し、大切に保管してください。

3 引越等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

引越や婚姻等で住所・氏名等のマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

4 マイナンバーカードの有効期間

18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、未成年の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。なお、外国人住民（在留資格が高度専門職第2号及び永住者並びに特別永住者を除く）は、発行日後在留期間の満了日までとなります。

5 マイナンバーカードの更新等

マイナンバーカード有効期間の満了する日までの期間が**3ヶ月未満**となった場合は、住民票のある市区町村の窓口でマイナンバーカードの更新申請をすることができます。

6 マイナンバーカード紛失した場合

マイナンバーカードをなくした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には、365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行ってください。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578

（繋がらない場合には050-3818-1250）

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

7 マイナンバーカードの再交付

マイナンバーカード紛失等し、又は著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。

その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。

なお、紛失等に伴う再交付の際には、川崎市の再交付手数料は、マイナンバーカード800円・電子証明書200円が必要です。

※ マイナンバーカード裏面の追記領域の余白がなくなった場合にも再交付を行いますが、再交付手数料は無料です。

8 その他

以下のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

【URL http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/】

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

【URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/>】